

令和6年能登半島地震に関する令和6年度大学入学共通テストにおける 特例措置の実施について

令和6年能登半島地震に関し、被災した受験者が1月13日、14日に実施する本試験を受験できない場合の受験機会を確保するため、1月27日、28日に実施する令和6年度大学入学共通テストの追試験において、次のとおり、特例措置を実施します。

1. 対象者

- 石川県に本試験場を指定された者
- 新潟県、富山県、福井県、その他の都道府県に本試験場を指定されているが、今回の地震で被災するなど特別な事情があると認められる者

2. 特例措置の内容

(1) 追試験場の追加設定

追試験場については全国を2地区に分け、東日本・西日本でそれぞれ東京外国語大学・京都工芸繊維大学を設定していましたが、新たに次のとおり追加で設定します。

本試験場地区	追試験実施大学名	追試験場名
石川県	金沢大学	金沢大学角間キャンパス試験場

(2) 追試験場の指定について

① 石川県に本試験場を指定された者の追試験場

全ての追試験受験申請者を金沢大学角間キャンパス試験場に指定します。

※ 追試験の申請事由（「疾病・負傷による場合」、「試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由による場合」）を問わず、全ての許可者を「金沢大学角間キャンパス試験場」に指定します。

※ 金沢大学角間キャンパス試験場で受験することが困難な理由がある場合、東京外国語大学試験場又は京都工芸繊維大学試験場に変更することができますので、追試験受験申請時に申し出てください。

② 新潟県に本試験場を指定された者の追試験場

東京外国語大学試験場に指定します。

※ 被災したことにより、追試験の受験申請をした受験者のうち、東京外国語大学試験場で受験することが困難な理由がある場合、金沢大学角間キャンパス試験場に変更することができますので、追試験受験申請時に申し出てください。

③ 富山県、福井県に本試験場を指定された者の追試験場

京都工芸繊維大学試験場に指定します。

※ 被災したことにより、追試験の受験申請をした受験者のうち、京都工芸繊維大学試験場で受験することが困難な理由がある場合、金沢大学角間キャンパス試験場に変更することができますので、追試験受験申請時に申し出てください。

④ その他上記4県以外に本試験場を指定されているが、今回の地震で被災するなど特別な事情があると認められる者の追試験場

本試験で指定した試験場の地区に基づき、指定された追試験場とします。

※ 被災したことにより、追試験の受験申請をした受験者で、指定された追試験場で受験することが困難な理由がある場合、金沢大学角間キャンパス試験場に変更することができますので、追試験受験申請時に申し出てください。

※ 追試験場の詳細は別添「令和6年度大学入学共通テスト追試験場一覧」参照

https://www.dnc.ac.jp/kyotsu/shiken_jouhou/r6/tsuishikenjo.html

(3) 追試験の受験申請の方法等

追試験の受験申請に当たり、追試験場や申請に必要な証明書類（「医師の診断書」、「事故又は事由が確認できる証明書等」）については、本試験場を指定された地区により、次のとおりとします。

① 石川県に本試験場を指定された者の証明書類

全ての追試験受験申請者について、罹災証明書や医師の診断書等の証明書類の提出は不要とします。

※ 追試験の申請事由（「疾病・負傷による場合」、「試験場に向かう途中の事故又はやむを得ない事由による場合」）を問わず、証明書類の提出は不要です。

② 新潟県、富山県、福井県、その他の都道府県に本試験場を指定されているが、今回の地震で被災するなど特別な事情があると認められる者の証明書類

原則として、今回の地震で被災したことにより追試験を申請する場合は、罹災証明書等の証明書類の提出は不要です。

※ このほかの申請事由により追試験の受験を申請する場合は、証明書類の提出は必要です。

※ ①、②いずれの場合も、申請は本試験場となる大学に電話連絡することで可能とします。（必ずしも試験場に来場する必要はありません。具体的な申請方法については受験票に記載されている「問合せ大学」に電話連絡した際に指示を受けてください。）

※ 虚偽の申請を行った場合、追試験の受験申請の許可を取り消すことがあります。

※ 1月14日までに追試験の受験申請をすることが困難な理由がある場合は、15日以降速やかに、大学入試センター事業第1課（下記参照）まで申し出てください。

大学入試センター志願者専用電話（大学入試センター事業第1課）
03-3465-8600 9:30～17:00

3. その他

○ **被災により、大学入学共通テストの受験票を紛失している場合**

被災により、受験票を紛失した場合でも大学入学共通テストは受験できます。この場合、仮受験票で受験することになりますので、試験当日は1時間程度早めに試験場に行き、試験場本部で「仮受験票」の発行と「受験票」(必要に応じて成績請求票)の再発行の手続きをしてください。この場合、学生証又は身分証明書と写真の持参は不要です。

参考：「令和6年度大学入学共通テストQ&A」

<https://www.dnc.ac.jp/kyotsu/faq.html>

- 上記のほか、追試験の実施に関する事項に変更はありません。受験票とともに送付した「令和6年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト受験上の注意」を確認してください。

https://www.dnc.ac.jp/kyotsu/shiken_jouhou/r6/

- この他、今後必要な連絡事項が生じた場合は大学入試センターのホームページやX（旧Twitter）でお知らせしますので、確認してください、

- **被災者の方で、今回の大学共通テストの特例措置について御質問がある場合は、以下の志願者問合せ専用電話にお問合せください。**

問合せ先

独立行政法人大学入試センター事業部事業第一課

電話 03-3465-8600（直通）

03-3468-3311（代表）→音声案内1番